

仕様書等に対する質問への回答

<p>案件名称</p>	<p>ポータブル超音波画像診断装置一式長期借入</p>
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>・感染症拡大や部品・半導体の調達遅延等、リース会社の責に起因しない理由により納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じて頂けますでしょうか。</p>	<p>物品長期借入契約書約款第13条に記載のとおり、受注者の責めに帰すべき事由により借入期間の始期に物品(装置)を借受けることができない場合において、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求します。それ以外の場合は、同約款第32条に記載のとおり、協議させていただきます。</p>
<p>・リース物件に付保する動産総合保険は期間の経過とともに保険額が逡減する一般的(地震、津波、噴火は対象外)なものでよろしいでしょうか。</p>	<p>動産総合保険の補償範囲につきまして、特段、指定はありません。</p>
<p>・契約不適合責任については、メーカー及び納入業者である販売店にあるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約不適合が発生した場合、当該内容を精査し発注者もしくは受注者の責めに帰すべき事由であるか否かを判断するため、現時点ですべてがメーカー及び納入業者である販売店にあると断定できません。</p>
<p>・リース料のお支払については毎月翌月末までのお支払(例:3月分は4月末まで、4月分は5月末までのお支払)との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>物品長期借入契約書約款第17条5項に従い、請求書日から60日以内にお支払いいたします。</p>
<p>・契約書第24条について、予算削減等、発注者の都合により長期継続契約が解約となることにより、リース会社が損害を被る場合はその損害については賠償いただける認識でよろしいでしょうか。また、過去予算削減等、発注者の都合により契約解除した実績はありますか。</p>	<p>物品長期借入契約書約款第25条2項に記載のとおり、発注者都合の契約解除により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が賠償します。過去において、発注者都合で契約解除に至った実績はございません。</p>
<p>・入札保証金は免除の認識で間違いございませんでしょうか。</p>	<p>地方独立行政法人天王寺動物園契約規則第5条に該当する場合、入札保証金を免除することができますとしております。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース満了後の物件引揚について、エレベーター、台車の使用は可能でしょうか。台車の使用が認められる場合、段差はありますでしょうか。</li> </ul>	<p>一階に設置しており、ポータブル型のため、台車はなくても輸送可能です。台車を使用する場合も、段差が少ないところからアクセスできます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース終了後の撤去費用については、受注者負担の認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>リース後の撤去費用について、すべて受注者負担でお願いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書記載金額は借入期間（60か月）のリース料総額（税別）で間違いございませんでしょうか。</li> </ul>	<p>借入期間（60か月）のリース料総額（税別）のご記入で間違いございません。</p>